

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第四項の規定に基づき、木造建築物の軸組の設置の基準を次のように定める。

平成十二年 月 日

建設大臣 中山 正暉

木造建築物の軸組の設置の基準を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第四項に規定する木造建築物においては、次に定める基準に従つて軸組を設置しなければならない。ただし、令第八十二条の三第二号に定めるところにより構造計算を行い、各階につき、張り間方向及びけた行方向の偏心率が ・三以下であることを確認した場合においては、この限りでない。

一 各階につき、建築物の張り間方向にあつてはけた行方向の、けた行方向にあつては張り間方向の両端からそれぞれ四分の一の部分（以下「側端部分」という。）について、令第四十六条第四項の表一の数値に側端部分の軸組の長さを乗じた数値の和（以下「存在壁量」という。）及び同項の表二の数値に側

端部分の床面積（その階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合においては、平成十二年建設省告示第 号に規定する数値を加えた数値とする。）を乗じた数値（以下「必要壁量」という。）を求めること。この場合において、階数については、建築物全体の階数にかかわらず、側端部分ごとに独立して計算するものとする。

二 各側端部分のそれぞれについて、存在壁量を必要壁量で除した数値（以下「壁量充足率」という。）を求め、建築物の各階における張り間方向及びけた行方向双方ごとに、壁量充足率の小さい方を壁量充足率の大きい方で除した数値（次号において「壁率比」という。）を求めること。

三 前号の壁率比がいずれも 五以上であることを確かめること。ただし、前号の規定により算出した側端部分の壁量充足率がいずれも一を超える場合においては、この限りでない。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。